

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目6番6号

株式会社鎌倉新書

代表取締役社長 清水 祐孝

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年4月20日（木曜日）午後6時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月21日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区八重洲二丁目7番2号
八重洲三井ビルディング3階会議室 31 Builedge YAESU
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第33期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第3号議案 新株予約権の行使条件の一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kamakura-net.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、経営体制のより一層の強化を図るため2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | しみず ひろ たか<br>清水 祐 孝<br>(昭和38年1月24日) | 昭和61年4月 国際証券株式会社入社<br>平成2年1月 当社入社<br>平成7年6月 当社取締役<br>平成14年3月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成25年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事（現任）<br>平成28年2月 当社執行役員 | 2,999,000株 |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | あい き たか ひと<br>相 木 孝 仁<br>(昭和47年1月30日) | 平成6年4月 日本電信電話株式会社入社<br>平成11年8月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社<br>平成14年11月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社<br>平成16年8月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社<br>平成19年11月 楽天株式会社入社<br>平成22年5月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社(現楽天コミュニケーションズ株式会社) 代表取締役社長<br>平成25年2月 楽天株式会社 常務執行役員<br>平成26年2月 RAKUTEN KOBO, INC CEO<br>平成28年1月 VIBER MEDIA LIMITED 取締役会長<br>平成28年4月 楽天株式会社 デジタルコンテンツカンパニー プレジデント 兼 楽天ヨーロッパ CEO | 一株             |
| 3         | す とう さと し<br>須 藤 諭 史<br>(昭和52年2月9日)   | 平成16年4月 応用地質株式会社入社<br>平成19年9月 富士電機株式会社入社<br>平成24年3月 株式会社コロプラ入社<br>平成25年2月 株式会社ワコム入社<br>平成26年2月 当社入社 経営管理部長(現任)<br>平成26年7月 当社執行役員(現任)<br>平成27年4月 当社取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                           | 一株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | うえむら かず ひこ<br>上村和彦<br>(昭和33年7月6日)  | 昭和58年4月 東陽メンテナンス株式会社入社<br>平成19年1月 当社入社<br>平成25年2月 当社ライフエンディング事業1部部長<br>平成26年7月 当社執行役員(現任)<br>平成27年4月 当社取締役(現任)<br>平成28年2月 当社事業統括本部長<br>平成29年2月 当社メディア開発室長(現任) | 一株         |
| 5     | かわべ ひで ひこ<br>川辺英彦<br>(昭和50年12月26日) | 平成11年4月 株式会社ジェーシービー入社<br>平成18年4月 株式会社エムアウト入社<br>平成20年2月 株式会社ムロドー入社<br>平成26年4月 当社入社<br>平成26年10月 当社ライフエンディング事業1部長<br>平成29年2月 当社執行役員(現任)                         | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 清水祐孝氏は、当社の親会社等に該当します。同氏は、同氏の子会社等である株式会社かまくらホールディングスにおいて代表取締役社長の地位にあります。

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まずに年額150百万円以内とする旨のご承認をいただき現在に至っております。今般、当社は、第1号議案記載のとおり、経営体制のより一層の強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を2名増員することを提案しております。

つきましては、第1号議案が承認可決されることを条件に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を使用人兼務取締役の使用人分給与は含まずに年額250百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名となります。

### 第3号議案 新株予約権の行使条件の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、平成26年5月26日開催の臨時株主総会及び取締役会並びに平成26年12月26日開催の臨時株主総会及び取締役会の決議に基づき、ストックオプションとして、第1回新株予約権及び第3回新株予約権を役職員に無償で付与し、新株予約権割当契約を締結いたしました。

その後、当社は、平成27年12月4日に東京証券取引所マザーズに上場し、その結果、当社の業績が株価に直接的に反映されることになりました。そして、新株予約権を所有している役職員は、業績の向上に積極的にコミットすることをより求められております。

そこで、役職員が当社の業績向上に対する意欲を維持し、さらに高めるため、前記新株予約権割当契約の定める新株予約権の行使条件の一部変更をお願いするものであります。

#### 2. 変更の内容

※ 下線部は変更箇所を示しております。

| 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 変更前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更後 |
| <p><u>第3条(3)</u><br/>取締役は以下の制約を受けるものとする。当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p>                                                                                                                                                                                                              | 削除  |
| <p><u>第3条(4)</u><br/>執行役員は以下の制約を受けるものとする。当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときを除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。<br/>ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> | 削除  |

| 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 変更前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更後 |
| <p>第3条(3)<br/> <u>取締役は以下の制約を受けるものとする。当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                      | 削除  |
| <p>第3条(4)<br/> <u>執行役員は以下の制約を受けるものとする。当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときを除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</u><br/> <u>ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</u></p> | 削除  |

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年2月1日から  
平成29年1月31日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善など緩やかな回復基調が続いたものの、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動への警戒から、個人消費や物価上昇ペースが鈍化し、株価・為替も不安定な推移をたどるなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するライフエンディング市場におきましては、潜在的需要は人口動態を背景に年々増加すると推測され、「終活」の浸透が進み、ライフエンディングに対する社会的関心は日増しに高まりを見せております。しかし、社会の変化に伴いユーザーの価値観やニーズも変化しつつあり、各サービス形態の変化が徐々に顕在化しております。仏壇仏具やお墓等におきましては、ユーザーの節約志向に加え、生活スタイルや価値観の変化による購入商品の小型化・低価格化が継続しております。

このような事業環境の中、当社は相談窓口としてコールセンターの充実などに継続して努めていくとともに、運営サイトをよりユーザビリティの高いものへと改良を重ねることや、ユーザーの満足度を向上させるために相談会やセミナーを実施するなど、数多くの施策を行って参りました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,332,179千円（前事業年度比16.1%増）、営業利益は327,390千円（同45.1%増）、経常利益は324,160千円（同53.5%増）、当期純利益は206,312千円（同64.0%増）となりました。

### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は81,514千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。



①当事業年度中に取得した主要設備

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 46,410千円 |
| 工具器具備品 | 27,372千円 |
| ソフトウェア | 7,731千円  |

②当事業年度において継続中の主要な設備の新設、拡充  
該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等  
該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 第30期       | 第31期       | 第32期         | 第33期（当期）     |
|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 売上高        | 778,323 千円 | 917,288 千円 | 1,147,517 千円 | 1,332,179 千円 |
| 当期純利益      | 30,798 千円  | 10,600 千円  | 125,779 千円   | 206,312 千円   |
| 1株当たり当期純利益 | 4.76 円     | 1.49 円     | 17.38 円      | 25.35 円      |
| 総資産        | 617,069 千円 | 689,395 千円 | 868,835 千円   | 1,122,104 千円 |
| 純資産        | 279,809 千円 | 290,410 千円 | 623,189 千円   | 908,750 千円   |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。  
2. 当社は、平成25年6月15日付けで普通株式1株につき10株の株式分割を、平成27年8月31日付けで普通株式1株につき200株の株式分割、平成28年10月1日付けで普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 対処すべき課題  
当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① コーポレートブランド価値の向上

当社が成長するためには、ユーザーから支持されるサービスを提供し続けることに加え、当社の知名度を向上させ、当社サービスを指名買いただける当社のファンを、一人でも多く増やしていくことが必要不可欠であると考えています。当社は、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社のコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

- ② 当社サービスの知名度の向上と利用者数の拡大  
当社が持続的に成長するためには、当社サービスの知名度を向上させ、新規利用者を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動により、当社及び当社サービスの知名度を向上させること、また、当社のユーザーに当社の他のサービスにも興味を持っていただけるよう、個々のサービスの連携強化、さらに様々な業者と提携をすることで新規顧客開拓を行い、利用者の増加に取り組んでまいります。
- ③ ユーザーの満足度の向上  
当社が成長するためには、ユーザーの満足度の向上を永続的に図っていく必要があると認識しております。当社コールセンターの拡充、ユーザーへの対応力の強化に努めるよう取り組んでいくとともに、営業体制を強化し、提携先の全国カバー率を高め、ユーザーの選択肢の増加に努めてまいります。
- ④ システムの安定的な稼働  
当社のポータルサイトはWEBで運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバー機器の拡充に努めてまいります。
- ⑤ 内部管理体制の強化  
当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。
- ⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化  
当社は今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、かつ課題であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念・風土にあった人材の登用を進めてまいります。

- ⑦ 更なる成長拡大に向けた、新規事業の展開について  
 ライフエンディング市場におけるユーザーのニーズは時代に伴って変化し、当社においてもユーザーのニーズを満たす新規事業を展開していくことが重要な課題であると認識しております。ユーザーの様々なニーズに合致したサービスの開発に、積極的に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

| 事業              | 主要製品及び事業内容                   |
|-----------------|------------------------------|
| ライフエンディングサービス事業 | ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等 |

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成29年1月31日現在）

① 主要な営業所

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 東京都中央区 |

② 使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 51 名 | 5 名    |

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）32名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先（平成29年1月31日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社東京都民銀行 | 25,000 千円 |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株  
 (注) 平成28年8月12日開催の取締役会決議において、平成28年10月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行うとともに、同日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しております。
- (2) 発行済株式の総数 8,426,400株  
 (注) 平成28年8月12日開催の取締役会決議において、平成28年10月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。
- (3) 株主数 2,892名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                        | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------|-------------|---------|
| 清 水 祐 孝                                      | 2,999,000 株 | 35.59 % |
| 株 式 会 社 か ま く ら ホ ー ル デ ィ ン グ ス              | 800,000     | 9.49    |
| Y J 1 号 投 資 事 業 組 合                          | 720,000     | 8.54    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                    | 450,200     | 5.34    |
| 株式会社SMB C信託銀行 管理信託（A019）                     | 400,000     | 4.75    |
| 株式会社SMB C信託銀行 管理信託（A020）                     | 400,000     | 4.75    |
| ブレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス株式会社                  | 240,600     | 2.86    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                    | 165,200     | 1.96    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)   | 113,105     | 1.34    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY | 99,600      | 1.18    |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 項目               | 第1回新株予約権                    | 第3回新株予約権                     |
|------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 発行年月日            | 平成26年5月31日                  | 平成27年1月8日                    |
| 区分               | 取締役<br>(監査等委員を除く)           | 取締役<br>(監査等委員を除く)            |
| 保有者数             | 2名                          | 2名                           |
| 新株予約権の数          | 50個                         | 50個                          |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 40,000株                     | 40,000株                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                        | 普通株式                         |
| 新株予約権1個当たりの発行価額  | 無償                          | 無償                           |
| 権利行使時1個当たりの発行価額  | 195円                        | 195円                         |
| 権利行使期間           | 平成28年6月1日から<br>平成36年5月25日まで | 平成29年1月9日から<br>平成36年12月25日まで |
| 新株予約権の行使の条件      | (注) 1                       | (注) 1                        |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
  - ② 新株予約権者の譲渡、質入れその他一切の処分及び相続は認めない。
  - ③ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場された日、又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
2. 当社は平成27年7月21日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月31日付で普通株式1株を200株、平成28年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「権利行使時1個当たりの発行価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成29年1月31日現在）

| 地位             | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                        |
|----------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 清水 祐 孝 | 執行役員<br>人事部門管掌<br>公益財団法人つなぐいのち基金理事                                                  |
| 取締役            | 須藤 諭 史 | 執行役員<br>管理部門管掌、経営管理部長                                                               |
| 取締役            | 上村 和 彦 | 執行役員<br>事業部門管掌、事業統括本部長                                                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 植松 則 行 | 株式会社エヌジェーケー 社外監査役<br>国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役<br>植松公認会計士事務所 所長<br>アステラス製薬株式会社 社外監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 河合 順 子 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士<br>一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事                                    |
| 取締役<br>(監査等委員) | 末澤 和 政 | 東部商事株式会社 非常勤監査役<br>株式会社大氣社 社外取締役                                                    |

- (注) 1. 平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会において、植松則行氏、河合順子氏及び末澤和政氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
2. 平成28年4月15日をもって、監査役中嶋清昭氏が監査役を辞任いたしました。また、平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、取締役増澤昌貞氏が任期満了により退任し、監査役植松則行氏及び同河合順子氏が同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことにより退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）植松則行氏、同河合順子氏及び同末澤和政氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人1名を指名しており、当該補助すべき使用人による重要会議への出席や、従業員からの定期的なヒアリングを通じて、監査等委員の監査に必要な情報収集を行い、監査等委員に随時連携する体制を取っているため、常勤の監査等委員の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）植松則行氏、同河合順子氏及び同末澤和政氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。
8. 取締役（監査等委員）末澤和政氏は、長年上場会社の経営に携っており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、各監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分                | 支給人数 | 報酬等の額    | 摘要                |
|-------------------|------|----------|-------------------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 4名   | 70,196千円 | (うち社外 1名 1千円)     |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 3名   | 6,750千円  | (うち社外 3名 6,750千円) |
| 監査役               | 3名   | 1,860千円  | (うち社外 2名 600千円)   |

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会決議において、年150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会決議において、年10百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額については、平成23年4月22日開催の第27期定時株主総会決議において、年10百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- 取締役（監査等委員）植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、株式会社エヌジェーケー社外監査役、国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役及びアステラス製薬株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士及び一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）末澤和政氏は、東部商事株式会社非常勤監査役及び株式会社大氣社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

| 区分                      | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                                              |
|-------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>監査等委員<br>社外監査役 | 植松 則行 | 当事業年度に開催した取締役会14回すべてに出席し、また監査役会4回のすべてに、監査等委員会10回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会及び監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。  |
| 社外取締役<br>監査等委員<br>社外監査役 | 河合 順子 | 当事業年度に開催した取締役会14回すべてに出席し、また、監査役会4回のすべてに、監査等委員会10回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会及び監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。   |
| 社外取締役<br>監査等委員          | 末澤 和政 | 第32期定時株主総会以降の当社取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席し、長年上場会社の経営に携ってきた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）植松則行氏につきましては、平成28年4月22日に監査役を退任し、同日付で取締役（監査等委員）に就任しております。
2. 取締役（監査等委員）河合順子氏につきましては、平成28年4月22日に監査役を退任し、同日付で取締役（監査等委員）に就任しております。
3. 取締役（監査等委員）末澤和政氏につきましては、平成28年4月22日付で取締役（監査等委員）に就任しております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                  | 13,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

### ③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・同監査法人の運営が著しく不当

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - (2) 取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
  - (3) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
  - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - (5) 取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
  - (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク対策委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
  - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
  - (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
  - (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- (3) 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。
- (4) 取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
- (5) 取締役会は、毎年リスク管理体制について検討し、必要があれば見直しを行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
- (2) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- (3) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
- (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

### 5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
- (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

### 6. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。

- (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
7. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
    - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
    - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
  8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
    - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
    - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
    - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
    - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じてコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を14回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を10回（監査等委員会設置会社移行前に監査役会を4回）開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人1名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| [資 産 の 部] |           | [負 債 の 部]         |           |
| 流 動 資 産   | 984,216   | 流 動 負 債           | 190,590   |
| 現金及び預金    | 742,646   | 買 掛 金             | 2,976     |
| 売 掛 金     | 220,491   | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 10,000    |
| 製 品       | 7,139     | 未 払 金             | 52,331    |
| 仕 掛 品     | 1,356     | 未 払 費 用           | 676       |
| 貯 蔵 品     | 211       | 未 払 法 人 税 等       | 77,007    |
| 前 払 費 用   | 2,357     | 未 払 消 費 税 等       | 17,400    |
| 繰延税金資産    | 10,844    | 前 受 金             | 7,025     |
| そ の 他     | 957       | 預 り 金             | 5,549     |
| 貸倒引当金     | △1,787    | 賞 与 引 当 金         | 17,623    |
| 固 定 資 産   | 137,887   | 固 定 負 債           | 22,763    |
| 有形固定資産    | 70,752    | 長期借入金             | 15,000    |
| 建 物       | 45,911    | 退職給付引当金           | 7,763     |
| 工具器具備品    | 24,841    | 負 債 合 計           | 213,353   |
| 無形固定資産    | 12,588    | [純資産の部]           |           |
| ソフトウェア    | 12,385    | 株 主 資 本           | 908,750   |
| そ の 他     | 202       | 資 本 金             | 253,324   |
| 投資その他の資産  | 54,546    | 資 本 剰 余 金         | 213,324   |
| 繰延税金資産    | 4,162     | 資 本 準 備 金         | 213,324   |
| 敷金及び保証金   | 36,686    | 利 益 剰 余 金         | 442,102   |
| 保 険 積 立 金 | 12,156    | その他利益剰余金          | 442,102   |
| そ の 他     | 1,540     | 繰越利益剰余金           | 442,102   |
| 資 産 合 計   | 1,122,104 | 純 資 産 合 計         | 908,750   |
|           |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計   | 1,122,104 |

# 損益計算書

(平成28年2月1日から  
平成29年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,332,179 |
| 売上原価         |         | 542,460   |
| 売上総利益        |         | 789,719   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 462,329   |
| 営業利益         |         | 327,390   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 45      |           |
| その他          | 310     | 356       |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 542     |           |
| 為替差損         | 1,382   |           |
| リース解約損       | 1,025   |           |
| 保険解約損        | 484     |           |
| その他          | 152     | 3,586     |
| 経常利益         |         | 324,160   |
| 税引前当期純利益     |         | 324,160   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 116,966 |           |
| 法人税等調整額      | 881     | 117,847   |
| 当期純利益        |         | 206,312   |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から  
平成29年1月31日まで)

(単位 千円)

|         | 株主資本    |              |              |          |              |             | 純 資 産<br>合 計 |
|---------|---------|--------------|--------------|----------|--------------|-------------|--------------|
|         | 資 本 金   | 資本剰余金        |              | 利益剰余金    |              | 株主資本<br>合 計 |              |
|         |         | 資 本<br>準 備 金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |              |
|         |         |              |              | 繰越利益剰余金  |              |             |              |
| 当期首残高   | 213,700 | 173,700      | 173,700      | 235,789  | 235,789      | 623,189     | 623,189      |
| 当期変動額   |         |              |              |          |              |             |              |
| 新株の発行   | 39,624  | 39,624       | 39,624       |          |              | 79,248      | 79,248       |
| 当期純利益   |         |              |              | 206,312  | 206,312      | 206,312     | 206,312      |
| 当期変動額合計 | 39,624  | 39,624       | 39,624       | 206,312  | 206,312      | 285,560     | 285,560      |
| 当期末残高   | 253,324 | 213,324      | 213,324      | 442,102  | 442,102      | 908,750     | 908,750      |



## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

|            |                                                  |
|------------|--------------------------------------------------|
| 製 品、 仕 掛 品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 貯 蔵 品      | 最終仕入原価法                                          |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

|             |                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 有 形 固 定 資 産 | 定率法。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 建 物         | 5～38年                                              |
| 工 具 器 具 備 品 | 3～15年                                              |
| 無 形 固 定 資 産 | 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) 退 職 給 付 引 当 金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

変動金利の借入金の金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。当該取引は金利スワップの特例処理の適用要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

##### (2) 消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

#### 貸借対照表に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額      | 7,099千円  |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |          |
| (1) 担保に供している資産         |          |
| 現金及び預金                 | 1,471千円  |
| (2) 担保に係る債務            |          |
| 1年内返済予定の長期借入金          | 10,000千円 |
| 長期借入金                  | 15,000千円 |

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数    |            |
| 普通株式                      | 8,426,400株 |
| 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |            |
| 普通株式                      | 一株         |

#### 3. 新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株主の種類及び数

普通株式 419,200株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 未払事業税    | 4,531千円  |
| 棚卸資産評価損  | 1,361 "  |
| 減価償却超過額  | 1,642 "  |
| 有価証券評価損  | 905 "    |
| 貸倒引当金    | 552 "    |
| 賞与引当金    | 5,445 "  |
| 退職給付引当金  | 2,375 "  |
| その他      | 1,012 "  |
| 繰延税金資産小計 | 17,827千円 |
| 評価性引当額   | △2,820 " |
| 繰延税金資産合計 | 15,007千円 |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率            | 33.1% |
| (調整)              |       |
| 交際費等永久差異          | 0.3   |
| 住民税等均等割           | 0.2   |
| 留保金課税             | 5.0   |
| 税率変更の影響           | 0.3   |
| 税額控除              | △2.3  |
| 評価性引当額の増減         | △0.2  |
| その他               | △0.1  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 36.4% |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額  |
|---------------------------|----------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金                | 742,646  | 742,646 | —   |
| (2) 売掛金                   | 220,491  | 220,491 | —   |
| 貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>     | △1,787   | △1,787  | —   |
|                           | 218,703  | 218,703 | —   |
| 資産計                       | 961,349  | 961,349 | —   |
| (1) 買掛金                   | 2,976    | 2,976   | —   |
| (2) 未払金                   | 52,331   | 52,331  | —   |
| (3) 未払法人税等                | 77,007   | 77,007  | —   |
| (4) 未払消費税等                | 17,400   | 17,400  | —   |
| (5) 長期借入金 <sup>(※2)</sup> | 25,000   | 24,963  | △36 |
| 負債計                       | 174,715  | 174,678 | △36 |
| デリバティブ取引                  | —        | —       | —   |

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難だと認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 敷金及び保証金 | 36,686   |

敷金及び保証金は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 742,646 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 220,491 | —           | —            | —    |
| 合計     | 963,137 | —           | —            | —    |

(注4) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む) の決算日後の返済予定額  
(単位: 千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 10,000 | 10,000      | 5,000       | —           | —           | —   |

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はございません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 107円85銭

1株当たり当期純利益 25円35銭

(注) 当社は、平成28年10月1日付で普通株式1株を4株にする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

---

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月17日

株式会社鎌倉新書  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 3月22日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 植 松 則 行 ㊟

監査等委員 河 合 順 子 ㊟

監査等委員 末 澤 和 政 ㊟

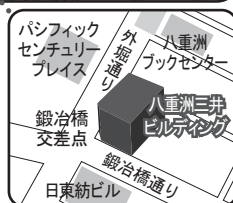
- (注) 1. 監査等委員植松則行氏、同河合順子氏及び同末澤和政氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 当社は、平成28年4月22日開催の第32期定時株主総会の決議により、平成28年4月22日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年2月1日から平成28年4月21日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲二丁目7番2号  
八重洲三井ビルディング3階会議室  
31 Builedge YAESU (サンイチビレッジ ヤエス)



### <交通のご案内>

- JR線  
東京駅八重洲中央口 4分
- 地下鉄  
銀座線 京橋駅5番出口 3分 有楽町線 銀座一丁目駅3番出口 4分  
浅草線 宝町駅A5出口 5分 丸ノ内線 東京駅4b出口 8分  
東西線 日本橋駅A3出口 10分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。